

建設関連業務委託契約に係る最低制限価格の取扱いについて

(令和7年4月1日～)

令和7年4月1日以降に入札公示又は指名通知を行う測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託契約（以下「建設関連業務委託契約」という。）の最低制限価格の取扱いを、以下のとおりとします。

○最低制限価格を定める契約

競争入札に付する全ての建設関連業務委託契約に適用します。

○業種ごとの業務内容

建設関連業務委託契約における業種ごとの業務内容は、次のとおりです。

業 種	業 務 内 容
測量 <u>業務</u>	測量一般 地図の調整 航空測量
建築関係 建設コンサルタント業務	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査 工事監理（建築） 工事監理（電気） 工事監理（機械） 耐震診断 地区計画及び地域計画
土木関係 建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 土地区画整理事業
地質調査	地質調査
補償関係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償 不動産鑑定

○最低制限価格の算出方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった額に、業種ごとに下表に掲げる割合を乗じて算出します。

予定価格算出にあたり、端数処理を行う場合は、下表内の諸経費又は一般管理費等の額にて調整を行います。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額

上の方法により業種ごとに算出した額が、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、その額が 81% を超える場合は 81% と、60%に満たない場合は60%とし、測量業務にあつては、その額が82%を超える場合は82%と、60%に満たない場合は60%とし、地質調査業務にあつては、その額が85%を超える場合は85%と、3分の2に満たない場合は3分の2とします。

なお、一つの業務委託に業種が複数ある場合は、それぞれの業種ごと算出された最低制限価格の合計額がその業務委託の最低制限価格となります。

【例】測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の3業務で構成される業務委託の場合

- ・ 測量業務分の予定価格算出の基礎となった額
⇒ 算出された同業務分の最低制限価格（A）
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務分の予定価格算出の基礎となった額
⇒ 算出された同業務分の最低制限価格（B）
- ・ 補償関係コンサルタント業務分の予定価格算出の基礎となった額
⇒ 算出された同業務分の最低制限価格（C）

当該業務委託の最低制限価格＝ A ＋ B ＋ C